

対象となる技術分野の選定方法は？

- 技術の開発者やユーザーなどからの実証に対するニーズを把握しつつ、有識者からなる「環境技術実証モデル事業検討会」及び「分野別ワーキンググループ」での検討を踏まえて環境省が選定します。

実証試験の結果は？

- 実証試験により得られた結果は、環境省が技術毎に報告書を取りまとめて公表・配付するとともに、環境技術実証モデル事業ホームページ (<http://etv-j.eic.or.jp>) にて広く一般に公開されます。

個別の実証の対象技術の選定方法は？

- 「実証機関」が技術分野毎に対象技術を公募し、実証を希望する開発者や販売店等が申請します。実証機関は、「技術実証委員会」における検討等を踏まえて対象技術を選定し、環境省の承認を得ます。

特許権の扱いは？

- 実証試験の成果として得られた特許等は、成果を効率的に活用するため、実証機関あるいは実証申請者が保有できるように配慮されます。

実証事業にかかる費用は誰が負担？

- 本事業では、実証方法が確立されるまでの間（1技術分野につき原則2年間）は、対象技術の持ち込み、設置、撤去等にかかる費用を除き、原則国が費用を負担しますが、その後は受益者負担の考え方にに基づき申請者にも応分の負担が求められます。
- 具体的には、平成15年度に開始した3技術分野（酸化エチレン処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処

理技術分野、山岳トイレ技術分野）で、平成17年度以降、対象技術の持ち込み、設置、撤去等にかかる費用に加え、実証試験にかかる実費を申請者が負担します。

- 詳細については、実証試験要領で定めます。

事業の流れ

